

(趣旨)

第 1 条 この基準は、豊明市道路敷地等寄付受納要綱(平成 22 年 1 月 29 日決裁。以下「要綱」という。)の規定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 後退道路 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項に規定する道路及び当該道路以外の道路であって市長が豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員 4 メートル未満のものをいう。
- (2) 隅切り長 隅切り用地の後退線及び境界線以外の道路の境界線とみなされることとなる線の延長をいう。

(後退道路の基準)

第 3 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する市長が必要と認めた幅員 4 メートル未満のものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 4 号に規定する道路
- (2) 市長が必要と認める道路

(隅切り長の基準)

第 4 条 要綱第 2 条第 6 号に規定する隅切り部分の土地の隅切り長は、別表に定めるものとする。ただし、その他特別の理由がある場合は、市と協議すること。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

隅切り長の基準

(単位 メートル)

車道有効幅員	4.0	6.0	9.0	12.0
4.0	4.0	4.0	4.0	/
	3.0	3.0	3.0	
	2.0	2.0	2.0	
6.0	4.0	6.0	6.0	6.0
	3.0	5.0	5.0	5.0
	2.0	4.0	4.0	4.0
9.0	4.0	6.0	6.0	6.0
	3.0	5.0	5.0	5.0
	2.0	4.0	4.0	4.0
12.0	/	6.0	6.0	8.0
		5.0	5.0	6.0
		4.0	4.0	5.0

交差角(上段: 60° 中段: 90° 下段: 120°)

